



来週の投資戦略 (9/26-30)

黒田総裁、岸田首相のせい？

2022年9月25日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 9月27日、パウエル米連邦準備制度 (FRB) 議長発言 — FOMC 会見と同じ？
- 9月30日、8月の鉱工業生産指数 — 前月比マイナス0.2%？
- 9月30日、9月のユーロ圏消費者物価指数 — 前年比+9.7%、コアは同+4.7%？
- 9月30日、8月の米個人消費支出 (PCE デフレーター) — 前年比+6.0%、コア同+4.7%？

株式市場見通し

先週は連邦公開市場委員会 (FOMC) の結果を受けて米国株式市場が4~5%続落した。わが国の株式市場は1.5%前後の小幅下落に止まったと思っていたら、木・金曜日のシカゴの日経225先物市場で2.2%下落した。これを受けて、来週月曜日の東京証券取引所では日経225が26500円の攻防から始まると予想される。米国預託証券市場 (ADR) で個別銘柄を見ても金曜日に商いを伴って3%以上下落しているものが多い。先週木曜日引け直後から、金曜日の秋分の日まで大きな出来事がふたつあった。ひとつは日銀の黒田総裁会見と為替介入であり、もうひとつは岸田首相のニューヨーク証券取引所での会見だ。

日銀による米ドル売り・日本円介入は神田財務官が当日実施したことを認めたことから、市場関係者以外にも分かった。ただ、残念なことに、米財務省は容認しただけで、協調介入しなかった。これが分かると週末のニューヨーク市場で日本円は米ドルに対して弱くなった。他の主要通貨も米ドルに対して数十年ぶりの安値となっているが、日本円が突出して安いのは日銀の金融政策にあるのは明らかだ。金融政策決定会合後の会見で黒田総裁は「当面利上げしない」と述べ、「当面というのは数カ月ではなく、2~3年」と失言した。ならば、円を売ろうと考えるのはヘッジ・ファンドだけでなく、国内の預金者だって利息が貰える預金をするのは自然なことだ。

会見内容から推察するに、岸田首相のニューヨーク証券取引所の会見は期待外れだったのでは？「人への投資」を優先課題のトップに挙げたが、「ジョブ型へ職能給中心の日本に合ったシステムに見直す」というのは、会場で聴いた米国人投資家には日本の労働の特殊性にむしろ驚いたのではないか。私のように外資系金融機関に長く勤めていた者から見ると、今更何？と言いたい。次に「NISA 恒久化」が文字通りであれば、評価できようが、恐らく様々な条件が付くと想像される。たまたま、私個人にNISA口座保有の銘柄について移管手続きするように手紙が来た。年内にしろというが、すでに新しいNISA口座を他の証券会社に移しているのだから、即時売却した。結局、NISA口座の残高は増えない。

最後に、来週金曜日に欧米で消費者物価指数が発表される。欧州では9月の指数で、予想は見所で記載した通り、前月よりも高くなる。米国では8月の数字全体が前月比低下するもコア指数が同比+0.5%になると予想されている。再度、市場が反応するか。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。